

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和6年7月26日

大磯町町税条例の一部改正について

資 料

1	改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	改正内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
3	施行日	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

税 務 課

大磯町町税条例の一部改正について

1 改正概要

令和6年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、固定資産税のわがまち特例に関する規定の整備及び引用条項の整理を行うため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 固定資産税のわがまち特例に関する規定の整備（附則第6条関係）

【わがまち特例について】

地方税法に規定する固定資産税の特例措置のうち、法律が定める一定の範囲内で地方自治体が自主的に判断し特例割合（軽減割合）を条例で定めることができる仕組みで、平成24年度税制改正により導入された制度のこと。

ア 新たに規定されたもの

バイオマス発電設備（出力10,000kW以上20,000kW未満）のうち、一般木質等（木竹に由来するバイオマス又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換する設備に該当する償却資産）の特例割合が縮減されたため、関連規定を追加します。

《改正前》

対象資産	地方税法に規定する 特例割合	条例で定める 特例割合
バイオマス発電設備 10,000 kW以上 20,000 kW未満	1/2 以上 5/6 以下 (参酌基準2/3)	1/2



《改正後》

対象資産		地方税法に規定する 特例割合	条例で定める 特例割合
バイオマス発電設備 10,000 kW以上 20,000 kW未満	①下記以外の 設備	1/2 以上 5/6 以下 (参酌基準2/3)	1/2
	②一般木質等に 該当する設備	11/14 以上 13/14 以下 (参酌基準6/7)	【案】 11/14

※ 特例割合は課税標準に乗ずる割合であり、割合数値が小さいほど軽減が大きくなります。

※ 特定再生可能エネルギー関連は、税額が最も小さくなる特例割合を採用しています。

※ 対象：償却資産（R6.4.1～R8.3.31に取得）、特例期間：3年度分

イ 廃止されたもの

特定事業所内保育施設（企業主導型保育事業用施設）の特例措置（軽減措置）が廃止されたため、関連規定を削除します。

(2) 引用条項の整理（第12条の3、附則第6条、附則第8条関係）

地方税法及び地方税法施行規則の改正に伴い、引用条項の整理を行います。

3 施行日

この条例の公布の日から施行します。

※2 (2) 第12条の3は、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第1条第11号に定める日